

訪問介護事業所あずみ
居宅介護事業 重度訪問介護事業 同行援護事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 訪問介護事業所あずみ（以下「事業所」という。）において実施する居宅介護事業 重度訪問介護事業 同行援護事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、居宅における身体介護及び家事援助、通院介護等を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービス提供ができるよう努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に関する要綱等に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所あずみ
- (2) 所在地 高知県吾川郡いの町枝川319

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1名以上（常勤職員）

管理者は、訪問介護員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の訪問介護員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、事業所に対するサービス利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 訪問介護員 3名以上（常勤換算2.5名以上）

訪問介護員はサービス提供計画に基づきサービスの提供に当たる。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 事業所営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 事業所営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) 訪問介護サービス提供日 原則年中無休。
- (4) 訪問介護サービス提供時間 原則午前8時から午後8時までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において、居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 特に指定なし

(居宅介護サービスの内容)

第7条 事業所で行う居宅介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅における身体介護及び家事援助、通院介護
- (2) 前号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(重度訪問介護サービスの内容)

第8条 事業所で行う重度訪問介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅における身体介護及び家事援助、通院介護
- (2) 前号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(同行援護サービスの内容)

第9条 事業所で行う同行援護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)
- (2) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- (3) 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 高知県の障害者福祉サービス事業であるサービスを提供した際には、原則、利用者から支給決定を行った高知県の定める障害者福祉サービス事業の給付費の1割を利用者負担額として、支払を受けるものとする。ただし、利用者負担額の軽減を受けている場合は、軽減後の額とする。

2 代理受領を行う場合は利用者負担割の額とする。代理受領を行わないサービスを提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から支給決定を行った高知県の定める給付費から利用者負担額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。

- 4 第3項の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。
- 6 通常の事業実施地域を超えた地点から利用者宅までの往復距離 1 キロメートルあたり 15 円とする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、いの町枝川とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、サービス提供責任者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、高知県、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

- 第13条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。第三者委員会評価無し。
- 2 提供したサービスに関し、高知県が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は高知県の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して高知県が行う調査に協力するとともに、高知県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 サービスの提供に関する苦情記録の整備、保存を行い、記録の保存期間についてはサービス提供の日から5年間とする。

(虐待防止・身体拘束防止のための措置)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とした「虐待防止検討委員会」・「身体拘束等適正化委員会」を設置し、必要な体制の整備を行う。また、従業者に対し年2回以上の研修を実施（新規職員採用時はその都度研修を実施）する等の措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録をサービス提供の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社道と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、平成26年11月10日から施行する。
- 3 この規定は、令和5年8月14日から施行する。